

居宅介護支援（ケアマネージメント）契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会医療法人仁愛会「ことぶき指定居宅介護支援事業所」（以下、「事業者」という。）は、事業者がご利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

（契約の目的及び内容）

第1条

- 1 事業者は介護保険法の定めるところにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことのできるよう、利用者に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行いません。
- 2 サービス内容の詳細は、別紙「重要事項説明書」に記載のとおりです。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、要介護認定の有効期間とします。但し、契約期間満了日以前にご利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合ご利用者から契約終了の申し入れがない場合は変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。

（身元引受人）

第3条

- 1 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - （1）行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - （2）弁済をする資力を有す
- 2 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - （1）利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- 3 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、事業者は、利用者及び身元引受人

に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

(介護支援専門員)

第4条 事業者は介護保険に定める介護保険法に定める介護支援専門員をご利用者のサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書等で通知します。

(居宅サービス計画立案及び変更の援助及び管理)

第5条

- 1 事業者は、介護保険法で定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画（以下、ケアプラン）の作成を支援します。
- 2 利用者が希望する居宅サービスの利用に関して、ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介やケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。事業者は、利用者に対し、その紹介および説明に応じます。
- 3 利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合、または事業者が定期的に再評価して居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は利用者と事業者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。また、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします
- 4 事業者は、利用者の受ける在宅サービス利用状況について、利用者からのサービス利用に関する苦情等相談を受け、必要に応じてサービスを点検します。また、給付管理表を作成し、沖縄県国民健康保険団体連合会に提出するなど他の関連機関との連絡調整をします。

(契約の満了)

第6条 次の各項のいずれかに該当する場合は、この契約は満了します。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 第7条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- (3) 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示があった場合。
- (4) 利用者が介護保険施設へ入所、退院見込みのない入院になった場合。
- (5) 利用者の要介護状態が、自立とされた場合。
- (6) 介護保険のサービスが不要になった場合。

(利用者の解約権)

第7条

- 1 利用者及び身元引受人は事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、31日以上の予告期間をもって申し出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。
- 2 次の各号のいずれに該当した場合、利用者は事業者に予告期間を設けることなく、この契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なしにサービス提供を行わない。
 - (2) 事業者が守秘義務に反した場合。
 - (3) 事業者が利用者及び身元引受人、利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - (4) 事業者が破産した場合。

(事業者の解除権)

第8条 事業者は、利用者及び身元引受人や利用者の家族等が事業者に対して窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合、直ちにこの契約を解除することができます。

(損害賠償)

第9条

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、事業者は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者及び身元引受人や利用者の家族等の責に帰すべき事由によって、事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人、利用者の家族等は、連帯して事業者に対しその損害を賠償するものとします。

(秘密保持)

第10条

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者及び身元引受人または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及び身元引受人または家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者及び身元引受人、あるいは利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者または家族の個人情報を用いません。

(身分証携行義務)

第11条 事業者の介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時やご利用者及び身元引受人やご家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

(記録の整備、閲覧)

第12条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援サービスの提供に際して作成した記録、書類を完了日より2年から5年間（保険者により異なります）紙媒体あるいは電子媒体にて保存します。事業者は、利用者及び身元引受人に対し、保管する利用者に関する記録、書類の閲覧、謄写に応じます。

(入院時相互連携)

第13条 利用者は、入院時における医療機関との連携促進のために、事業者の介護保険法で定める介護支援専門員担当者氏名および連絡先を入院先医療機関に伝えることとし、事業者の介護支援専門員担当者は、入院先医療機関への情報提供等の対応を行いません。

(虐待防止への取組)

第14条 虐待防止について利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施などの構築に努めます。

(認知症に係る取組)

第15条 認知症に係る取組の情報公表

認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の状況等、認知症に係る取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表します。

(契約外条項)

本契約に定めない事項については、介護保険法その他所法令の定めるところを尊重し、利用者及び身元引受人と事業者の協議により定めます。

ことぶき指定居宅介護支援事業所を利用するにあたり、当該事業所の担当者より重要事項の説明を受けて十分に理解した上で、契約いたします。

令和 年 月 日

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【代理人】

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

【身元引受人】

住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

重要事項説明書（ことぶき指定居宅介護支援事業所）

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、浦添市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条に基づいて当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会医療法人 仁愛会
事業者の所在地	沖縄県浦添市前田一丁目56番1号
法人種別	社会医療法人
代表者名	銘苅 晋
電話番号	098-879-1000
指定年月日及び指定番号	指定年月日：平成30年4月1日 指定番号：4770801506

2. ご利用の事業所

事業所の名称	ことぶき指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地	沖縄県浦添市伊祖4丁目16番1号
管理者の氏名	名嘉 健二
電話番号	098-875-4165
ファクシミリ番号	098-917-0730

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援または要介護状態と認定された利用者に対し介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り自宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう支援すること。
施設運営の方針	利用者の選択に基づき、適切な保健医療福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう、公正中立な居宅介護支援を行う。

4. 勤務体制及び業務内容

従業者の職種	員数	業務内容
管理者	1人	業務の総括の任にあたりると共に居宅介護支援にもあたる（兼務）
主任介護支援専門員	2人以上	居宅介護支援の提供および指導にあたる
介護支援専門員	6人以上	居宅介護支援の提供にあたる
その他の職員	1人	事務職（兼務）

5. 営業日

営業日	月曜日から金曜日（但し、祝祭日及び 12/30～1/3 を除く） 休日、時間外は、携帯電話での対応になります。
営業時間	8時30分～17時30分

6. 事業の実施地域

実施地域	浦添市、宜野湾市
------	----------

7. サービスの内容、提供方法

内容	提供方法
相談業務	利用者のお宅、又は、当事業所内にて相談
課題分析の実施	<ul style="list-style-type: none"> 課題分析の実施にあたっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握する。 解決すべき課題の把握（アセスメント）にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行う。 使用する課題分析票の種類は居宅サービス計画ガイドライン方式
サービス計画の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、居宅介護サービス計画の原案を作成する。居宅サービス計画書に位置付けする居宅サービス事業所については、複数の事業所の紹介や居宅サービス計画書に位置付けた理由を説明する。
サービス担当者会議の開催	居宅サービス計画の原案に位置付けたサービス事業者を招集し、サービス担当者会議を開催。計画の原案の内容について、専門的見地から意見を求める。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	居宅サービス計画に位置付けたサービス等について保険給付の対象となるかどうか区分した上で、内容について利用者又は、家族へ説明し居宅サービス計画書を提示し同意を得て、交付します。
居宅サービス計画の実施状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行う。利用者及び家族、サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、必要に応じて計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。 モニタリングにあたり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し面接、結果を記録する。（特段の理由がある場合はこれに限らない） ※テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングが可能とする。但し、ア、利用者の同意を得る。イ、サービス担当者会議等で以下の内容確認し、関係者の同意を得る。i）利用者の状態が安定 ii）利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通可能（家族のサポートがある場合も含む） iii）テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報は、他のサービス事業所との連携により情報を収集する。ウ、少なくとも2月に1回は利用者居宅を訪問する。 訪問時は介護支援専門員証を携行し、いつでも身分証を掲示します。
要介護認定等の協力	更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請、代理申請

主治の医師等の意見等	訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回型・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る）については主治の医師または歯科医師の指示があることを確認しなければならない。利用者がこれらの医療サービスを希望する場合は利用者の同意を得た上で、主治の医師等に意見を求めて、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については意見を求めた医師等に交付します。
------------	---

8. 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

介護保険適用となる場合には、介護保険制度から負担されるので自己負担はありません。

【基本利用料】 利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。

令和6年4月価格改定

	要介護度区分		要介護 1・2	要介護 3~5
	取り扱い件数区分			
居宅介護支援費 (I)	介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数 45 件未満または 45 以上の場合のにおける 45 未満の部分 (居宅介護支援 i)		10,860 円	14,110 円
	介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数が 45 件以上である場合において、45 以上 60 未満の部分 (居宅介護支援 ii)		5,440 円	7,040 円
	介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数が 60 以上である場合において、60 件以上の部分 (居宅介護支援 iii)		3,260 円	4,220 円
居宅介護支援費 (II)	指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所			
	介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数が 50 未満である場合又は 50 以上である場合において、50 未満の部分 (居宅介護支援 i)		10,860 円	14,110 円
	介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数が 50 件以上である場合において、50 以上 60 未満の部分 (居宅介護支援 ii)		5,270 円	6,830 円
	介護支援専門員 1 人当たりの取扱い件数が 60 以上である場合において、60 件以上の部 (居宅介護支援 iii)		3,160 円	4,100 円

【加算額】 以下の要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算額	算定要件等
初回加算	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合 要介護状態が2 区分以上変更された場合
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500 円/月	利用者が病院に入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報提供を行った場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000 円/月	利用者が病院に入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合
退院・退所加算(Ⅰ)	イ 4,500 円/回 ロ 6,000 円/回	イ 退院等に当たって病院職員等から必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1 回受けている。 ロ カンファレンスにより1 回受けていること
退院・退所加算(Ⅱ)	イ 6,000 円/回 ロ 7,500 円/回	イ 退院等に当たって病院職員等から必要な情報をカンファレンス以外の方法により2 回受けている。 ロ 必要な情報を2 回受け、うち1 回以上はカンファレンスによること。
退院・退所加算(Ⅲ)	9,000 円/回	Ⅲ) 必要な情報を3 回以上受け、うち1 回以上はカンファレンスによること。
通院時情報連携加算	500 円/月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円/月	末期の悪性腫瘍に利用者又は、その家族の同意を得たうえで死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上当該利用者の居宅を訪問して心身の状況等を記録し主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス提供事業者提供した場合
特定事業所加算(Ⅰ)	5,190 円/月	主任介護支援専門員を2人以上配置し、厚生労働大臣が定める要件を全て満たした場合

特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円/月	主任介護支援専門員を配置し、厚生労働大臣が定める要件の一部を満たした場合
特定事業所加算（Ⅲ）	3,230 円/月	主任介護支援専門員を配置し、厚生労働大臣が定める要件の一部を満たした場合
特定事業所加算（A）	1,140 円/月	主任介護支援専門員を配置し、厚生労働大臣が定める要件の一部を満たした場合
特定事業所医療介護連携加算	1,250 円/月	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している場合

9. 秘密の保持

- (1) 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を使用する場合には、利用者または、家族の同意を事前に得ておこないます。
- (2) 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員が退職後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係従事者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等

指定居宅介護支援事業者及びその従業員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

12. ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点

当事業所の居宅サービス計画書の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

13. 苦情等申立先

ことぶき指定居宅介護支援事業所	窓口担当者：名嘉 健二 受付時間：平日8時30分～17時30分 連絡先：098-875-4165	
市町村相談窓口	浦添市	担当課：いきいき高齢支援課 受付時間：平日8時30分～17時15分 連絡先：876-1234
	宮野湾市	担当課：介護長寿課 受付時間：平日8時30分～17時15分 連絡先：893-4411
沖縄県国民健康保険団体連合	介護サービス苦情相談窓口 受付時間：平日8時30分～17時15分 連絡先：098-860-9026	

○苦情処理を行うための処理体制

- ・苦情等の処理担当者として、上記担当者を配置します。担当者が不在の時は、他の職員が対応し、その旨を担当者に速やかに報告します。
- ・苦情等の処理窓口に入った情報は、「苦情・相談対応記録簿」に必要事項を記入します。
- ・問題点の整理をし、その原因を解明し、今後の改善策について検討をします。
- ・必要に応じて、保険者、国民健康保険団体連合等に対して報告を行い、助言を受けます。

14. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待防止等のために、次にあげる措置を講じます。

各研修等を通じて、従業員の人権意識、知識及び技術の向上に努めます。

利用者への虐待が疑われる事案を発見した際には関係機関へ速やかに通報を行い、適切な対応がされるように努めます。

15. 身体拘束廃止

事業所は居宅介護支援の提供の際、利用者の生命又は身体を保護するためのやもう得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為が疑われる事例がある場合には関係機関へ速やかに通報を行い、適切な対応がなされるように努めます。

身体拘束に関する研修を行い、その理解に努めます。

16. 認知症ケア

事業所は利用者の認知症状に関わらず、本人には意思があり、意思決定能力を有することを前提にして、意思決定支援を行います。

認知症に関する知識やケアに関する研修を行い、その理解に努めます。

17. ハラスメントに関する規定

事業所は適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から職場及び利用者より行われる優位的な関係を背景とした行為があった。業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業関係が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

18. 業務継続計画

事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定いたします。

当事業者は、指定居宅介護支援の提供に際し、重要事項の説明をおこない、交付をいたしました。

令和 年 月 日

【説明者】氏名： _____

本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、十分に理解しましたので同意しました。

令和 年 月 日

【利用者】住所 _____

氏名 _____ 印 _____

【代理人】住所 _____

氏名 _____ 印 _____ 続柄 _____

【事業者】

住 所 浦添市伊祖4丁目16番1号

所属事業者名 社会医療法人 仁愛会

ことぶき指定居宅介護支援事業

管理者 名嘉 健二

印

個人情報保護方針

(令和6年4月1日現在)

社会医療法人仁愛会、在宅総合センターは、地域住民のニーズを満ちし、信頼と人間性豊かな医療、介護を提供できるよう努めてまいりました。

さらに、個人情報を適切に管理することを社会的債務と考え、個人情報保護に関する方針を以下の通り定め、役員や職員及び関係スタッフに周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

1. 個人情報の収集・利用・提供

診察、介護の内容と規模を考慮して、個人情報保を保護、管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用及び提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策と教育

当施設は、個人情報保護の重要性について、職員に対する教育、啓発活動を実施するほか、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破損、改ざん及び漏洩などに関する万全の予防策を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には、速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する日本の法令及びその他の規範を遵守します。

4. 継続的改善

当施設は、以上の活動を実施するに当り、個人情報保護を適切に実施するための規定を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善していきます。

令和6年4月1日

社会医療法人 仁愛会 理事長

銘苅 晋

当施設の個人情報保護に関するお問い合わせは以下にお願いいたします。

個人情報保護問い合わせ窓口：在宅総合センター 事務室

TEL：879-1000

FAX：875-4183

個人情報利用同意書

私、およびその家族の個人情報については、貴事業所との間の介護保険法に基づく契約書類8条の秘密保持に関し、以下に記載するとおり必要最小限の範囲内で利用することに同意いたします。

1. 利用する目的

- 1) 利用者のための居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
- 2) 担当ケアマネジャーと関連するサービス事業者、主治医、関係機関等との連絡調整に必要となる場合
- 3) 病院への受診や入院等にあたり、医療機関等へ情報提供する場合
- 4) 介護保険事務に関する情報提供の場合
- 5) 国の機関もしくは地方公共団体または委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 6) 職員の質向上のための研修、事例検討会、専門学生の実習等の場合
(個人名は、特定できないようイニシャルにする等の配慮をする)
- 7) 徘徊等により行方不明になった際、同法人内および警察への情報提供が必要となる場合

2. 条件

個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払うものとする。

○指定居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面に基づき個人情報の使用についての説明を行ないました。

令和 年 月 日

【説明者】 氏名 _____

個人情報保護 同意書

私と、貴事業所との間の介護保険法に基づく契約書第 10 条の秘密保持に関し貴事業所が私のよりよき介護サービスのための担当者会議等の場において、私の個人情報を、契約の有効期間中用いることに同意します。

令和 年 月 日

【 利用者 】

住所 _____

氏名 _____

印

【 代理人 】

住所 _____

氏名 _____

印

続柄 _____

【 家族 】

住所 _____

氏名 _____

印

続柄 _____

社会医療法人 仁愛会
ことぶき指定居宅介護支援事業所